

ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、プチ起業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内在住の55歳以上の県民又は県内在住の55歳以上の2名以上の県民で構成される団体・グループを対象に、経験や技能を生かした新たな事業の県内での起業などを支援することで、高齢者の生きがいづくり、自立促進又は社会参加を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、別表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第1欄に定める区分ごとに、補助事業の実施に必要な同表第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第3欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額と、同表第4欄に定める額を限度額のいずれか低い額以下とする。なお、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、同一事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。ただし、明らかに対象経費の重複が認められない場合については、この限りでない。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

5 別表第2欄に掲げる者が受けることができる補助の回数は、1回限りとする。

6 別表第2欄に掲げる者が、過去5年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反がある場合又は社会通念上不適切な運営状況と認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、その者に対し補助金を交付しないことができる。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、県社協会長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額及び2割を超える減額を伴う変更
 - (2) 重大な内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(財産処分の承認)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、県社協会長が別に定める期間）とする。

2 県社協会長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 別表の補助事業を行うために、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。